

但二分は土入也、堅竿横竿兩人也、竿取一人ニ、百姓一人宛付ケ、數の合よみをさするなり、
〔善庵隨筆〕西土の人は、瑣細の事迄も、何くれとなく記載し、餘す所なき様なれど、文に過ぎて、
反りて實を失ふ弊あり、邦俗は文足らずして、傳ふべきをも傳へざる弊ありといへども、朴實
舊を守るより、反りて古を存し、考證の資けとなることあるなり、今一事を擧げていはゞ、吾邦
古へ唐制に倣ひ、尺に大小の二様あり、大尺の一步は五尺、小尺の一步は六尺、これ五尺六尺と、
名を異にする迄にて、大尺の五尺は、小尺の六尺、小尺の六尺は、大尺の五尺にて、度の長短に變
りはなし、たゞ地を度る尺杖は、大尺の五尺を用ふることにして、雜令に、凡度地五尺を爲步と
ありて、定制の様に思はるゝなれど、時に臨みて小尺を用ふることもあるにや、令集解に、和銅
六年二月十九日の格を引きて、其度地以六尺爲步とも見えたれば、當時大小の二様とり交せ
通用する事なりし、御家にては、紛はしき故を以てにや、慶長年中より、概して小尺の六尺を用
ふる制度と爲し給ふめれど、昔より大尺の五尺を以て檢地せし所は、別に檢地帳を書き改む
ること無きも、其儘にて差し置かれ若し新に檢地するときは、必ず御定法通り、六尺一步の間
竿を用ふるにぞ有りける、然るを地方懸りの有司、文字無きゆゑ一步を一分と心得違ひし、間
竿に一分の有餘を加へ、一間六尺一分とし、二間竿にして、一丈二尺二分を用ひしより、遂には
御規定の様に心得、今日に至りては、六尺一分、天下の制度となりたり、廣大なる地面の上にて、
何の損益ありて、一分を加へ給ふの理あらんや、六尺一步なればこそ、今に檢地帳與書に、六尺
壹步之間竿を以て、壹反三百歩の積御檢地相極と書き來ることなるを、或人の六尺一分と書
きて、指し出だし、ことの有りしに、該府にて、壹步と書く仕來の法に相違するごとて、歩の字に
書き直し被申付之由、故に縣令も其跟官も、何の故とも知らず、只此歩の字のみに限り、分の字
に書くまじきことの様に心得、堅く先規を守ることにぞ有りける、若し容易に分の字に書き